こどもたちの安心・安全を守るために

綾東こども園が定める「不適切な行為」について

綾東こども園では、こどもたち一人ひとりの人権と尊厳を大切にし、安心して過ごせる保育環境づくりに取り組んでいます。
こども性暴力防止法の施行に向けて、園独自の「不適切な行為」の基準を定め、すべての職員で共有し、未然防止に努めます。

園が定める不適切な行為 18項目 ｜ 1〜9

1	園児と個人的なSNSや連絡先を交換し、私的なやり取りをすること。
2	休日や勤務時間外に、園児と個人的に二人きりで会うこと。
3	保護者の承諾なく、園児を自宅に招いたり、園児の自宅を訪問して二人きりになったりすること。
4	業務上の必要がないのに、園児を一人で車に乗せて送迎すること。
5	保育や安全確保に必要のない身体接触をすること。また、正当な理由なく、嫌がるこどもへの身体接触を続けること。
6	必要以上に長時間抱きしめたり、不自然な抱き方や不適切な身体接触をしたりすること。
7	正当な理由なく、他の職員の目が届かない個室や密室で、園児と二人きりになること。
8	午睡時などに、正当な理由なく特定の園児とだけ添い寝をしたり、必要以上の身体接触をしたりすること。
9	こどもが自分でできる着替えや排泄などを、必要がないのに介助すること。



こどもたちの安心・安全を守るために

綾東こども園が定める「不適切な行為」について

園が定める不適切な行為 18項目 ｜ 10〜18

10	着替えや排泄の介助で、不必要に身体を露出させたり、他の園児から見える状態にしたりすること。
11	身体の特徴や発達、排泄の失敗などについて、からかったり、恥ずかしい思いをさせたりすること。
12	園の許可なく園児を撮影したり、写真や動画を個人の端末に保存・送信・公開したりすること。
13	正当な理由なく特定の園児を特別扱いしたり、個人的な贈り物などで特別な関係をつくったりすること。
14	園児に職員との秘密を守るよう求めたり、相談や報告をしないように働きかけたりすること。
15	容姿や身体的特徴を過度にほめたり、必要以上に親密な言動をしたりすること。
16	保育の場にふさわしくない過度な肌の露出や、不適切な服装・言動をすること。
17	不適切な行為や性暴力の疑いに関する記録を隠したり、相談した人への口止めや不利益な取扱いをしたりすること。
18	その他、こどもへの性暴力につながるおそれのある不適切な行為をすること。

日常の保育について

抱っこや寝かしつけ、着替え、排泄の介助などは、こどもたちの成長や安心、安全を支えるために必要な保育です。これらを一律に禁止するものではありません。こどもの年齢や発達、気持ちを十分に尊重し、必要な援助を適切な方法で行います。また、職員間で情報を共有し、透明性のある保育を心がけます。



ご家庭の皆さまへ

園では、職員への研修や日常的な振り返りを通じて、不適切な行為の防止に取り組んでいます。お子さまの様子や園での関わりについて、気になることやご心配なことがありましたら、遠慮なくご相談ください。
相談窓口：綾東こども園（担当者:渡邊　0773-45-1488）
ご相談いただいた内容は、プライバシーに十分配慮し、適切に対応いたします。